愛媛県情報公開条例(平成10年6月25日条例第27号)の一部改正 第1条に係る部分 IΗ 目次 第1章 総則(第1条 第4条) 第1章 総則(第1条 第4条) 第2章 公文書の公開(第5条 第16条) 第2章 公文書の公開(第5条 第17条) 第3章 不服申立て等 第3章 不服申立て等 第1節 諮問等(第18条 第21条) 第1節 諮問等(第17条 第20条) 第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(第22条 第30条) 第2節 愛媛県公文書公開審査会(第21条 第29条) 第4章 補則(第31条 第37条) 第4章 補則(第30条 第36条) 附則 附則 (定義) (定義) |第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関を|第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関を いう。 いう。 (1)~(9) 省略 (1)~(9) 省略 (10) 労働委員会 (10) 地方労働委員会 (11)~(13) 省略 (11)~(13) 省略 2 省略 2 省略

第5条 省略

(公開請求の手続)

第2章 公文書の公開

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。) 第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。) なければならない。

(1)~(3) 省略

(4) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項、第11条から| (4) その他実施機関(議会にあっては、議長。次項、第10条から第 第13条まで、第15条、第16条及び第36条において同じ。)が定め る事項

2・3 省略

(公開請求の手続)

第2章 公文書の公開

は、次に掲げる事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記)は、次に掲げる事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記 録を含む。以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してし 録を含む。以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してし なければならない。

(1)~(3) 省略

第5条 省略

12条まで、第14条、第15条及び第35条 において同じ。)が定め る事項

2・3 省略

(公文書の公開義務等)

### 第7条 省略

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されてい2 る公文書については、公開しないものとする。
- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を 除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の 記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報 と照合することにより、特定の個人を識別することができること となるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれが あるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

#### ア・イ 省略

- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平 成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人 及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13 年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう 。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律 第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に 規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職 員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行 に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職 及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等 の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務 員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務 員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める 職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体

IΗ

(公文書の公開義務等)

## 第7条 省略

- 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されてい る公文書については、公開しないものとする。
- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を 除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の 記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報 と照合することにより、特定の個人を識別することができること となるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれが あるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

	- 当該個人 <u>か公務員</u> (国家公務員法(昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員及び
_	
_	
_	
_	
<u>-</u>	

をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行 に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職 及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員 の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務 員 の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務 **員が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める** 職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。) に関する情報 又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げ るもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため 、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 省略

(3)・(4) 省略

- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び (6) 県の機関及び国等の機関 地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議 に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換 若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県 民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を 与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は 地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公 にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の 性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あるもの

ア 省略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法 人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益 又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 省略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政 法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営 上の正当な利益を害するおそれ

を除く。以下「法人等」という。)に関する情報 又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げ るもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため 、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 省略

(3)・(4) 省略

(5) 県の機関と国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれら に類する公共的団体(以下「国等」という。)の機関との間にお ける協議、依頼等により、実施機関が作成し、又は取得した情報 であって、公にすることにより、県と国等との協力関係又は信頼 関係が不当に損なわれるおそれがあるもの

の内部又は相互間における審議、検討又は協議 に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換 若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県 民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を 与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関又は国等の機関

が行う事務又は事業に関する情報であって、公 にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の 性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あるもの

ア 省略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等

の財産上の利益

又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 省略

オ 県、国又は 他の地方公共団体が経営する企業

に係る事業に関し、その企業経営

上の正当な利益を害するおそれ

新 IΗ 第8条 省略 第8条 省略 (公益上の理由による裁量的公開) 第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録され ている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公 開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。 第10条・第11条 省略 第9条・第10条 省略 (公開決定等の期限) (公開決定等の期限) |第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請||第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請 |求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし|| 求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし 、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補、、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補 正に要した日数は、当該期間に算入しない。 正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 省略 2 省略 第13条 省略 第12条 省略 (事案の移送) (事案の移送) 第14条 省略 第13条 省略 2 省略 2 省略 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決 定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、 定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、 公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした 実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。 実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。 (第三者の意見の聴取等) (第三者の意見の聴取等) 第15条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共第14条 公開請求に係る公文書に国 、他の地方公共 団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」 団体 及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」 という。) に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公 という。) に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公 開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請 開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請 求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、そ 求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、そ の意見を聴くことができる。 の意見を聴くことができる。 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開 先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実<br />
しようとする場合であって、当該情報が第7条第2項第1号イ又は 施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を聴かなけれ、第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公

ばならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この 限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようと する場合であって、当該情報が第7条第2項第1号イ又は第2号 ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定 により公開しようとするとき。
- 3 省略

第16条・第17条 省略

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第18条 実施機関(議会を除く。次条及び第20条において同じ。)は第17条 実施機関(議会を除く。次条及び第19条において同じ。)は 、公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第 160号)に 、公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第 160号)に 合を除き、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければ、合を除き、愛媛県公文書公開審査会 ならない。

- (1) 省略
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係 (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係 る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21 条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係 る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決 定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

### 第19条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第20条 実施機関は、第18条の規定による諮問に対する答申があった第19条 実施機関は、第17条の規定による諮問に対する答申があった 又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

開決定に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公 文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、そ の意見を聴かなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明 しない場合は、この限りでない。

3 省略

第15条・第16条 省略

第3章 不服申立て等

第1節 諮問等

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

よる不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場とる不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場 に諮問しなければ ならない。

(1) 省略

る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20 条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係 る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決 定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除く。

## 第18条 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

ときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決ときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決 又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

<u>第21条 第15条第3項</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決

新	IB
又は決定をする場合について準用する。	又は決定をする場合について準用する。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
第2節 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会	第2節 愛媛県公文書公開審査会
(設置等)	(設置等)
<u>第22条</u> 第18条の規定による諮問に応じて不服申立てについて <u>調査</u>	第 <u>21条</u> 第17条の規定による諮問に応じて不服申立てについて <u>調査</u>
審議させ、及び愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41	審議させるため、愛媛県公文書公開審査会
号。以下「個人情報保護条例」という。)第40条の規定による諮問	
<u>に応じて不服申立てについて行う調査審議その他個人情報保護条</u>	
例の規定によりその権限に属することとされた事項を行わせるた	
め、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)	(以下「審査会」という。)
を置く。	を置く。
2 審査会は、委員 <u>5人以内</u> で組織する。	2 審査会は、委員4人以内で組織する。
3~5 省略	3~5 省略
(審査会の調査権限)	(審査会の調査権限)
<u>第23条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関 <u>(個人</u>	<u>第22条</u> 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関
情報保護条例第41条に規定する諮問実施機関を含む。以下同じ。)	
に対し、公開決定等 <u>又は開示決定等(個人情報保護条例第22条第1</u>	に対し、公開決定等
項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)、訂正決定等(個人	
情報保護条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同	
<u>じ。) 若しくは利用停止決定等(個人情報保護条例第40条に規定す</u>	
<u>る利用停止決定等をいう。以下同じ。)</u> に係る公文書の提示を求め	に係る公文書の提示を求め
ることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、そ	ることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、そ
の提示された公文書の公開 <u>又は開示</u> を求めることができない。	の提示された公文書の公開を求めることができない。
2 省略	2 省略
3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公	3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公
開決定等又は開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係	開決定等に係
る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法に	る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法に
より分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求め	より分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求め
ることができる。	ることができる。
4 省略	4 省略
•	•

新

第24条・第25条 省略

(委員による調査手続)

第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第25条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、 第23条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4 項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項本文の規定による不 服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の送付)

等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害す るおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、 し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

第28条~第30条 省略

第4章 補則

(他の制度との調整)

- 公文書が第16条第2項に規定する方法と同一の方法で公開するこ ととされている場合(公開の期間が定められている場合にあって は、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公 文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、 当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがある ときは、この限りでない。
- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧 を第16条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 省略

第32条~第36条 省略

(罰則)

下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第23条・第24条 省略

(委員による調査手続)

第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4 項の規定による調査をさせ、又は第23条第1項本文の規定による不 服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

旧

(意見書等の送付)

第27条 審査会は、第23条第4項又は第25条の規定により不服申立人第26条 審査会は、第22条第4項又は第24条の規定により不服申立人 等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害す るおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、 不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対し し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

第27条~第29条 省略

第4章 補則

(他の制度との調整)

- |第31条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る|第30条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る| 公文書が第15条第2項に規定する方法と同一の方法で公開するこ ととされている場合(公開の期間が定められている場合にあって は、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該公 文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、 当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがある ときは、この限りでない。
  - を第15条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 省略

第31条~第35条 省略

(罰則)

|第37条 第22条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以|第36条 第21条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以 下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

目次

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 実施機関の義務(第7条 第14条)

39条)

第3節 不服申立て(第40条 第43条)

第4節 苦情の処理(第44条)

第5節 他の制度との調整等(第45条)

第3章 補則(第46条 第52条)

附則

第1章 総則

(目的)

|第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の|第1条 この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 号に定めるところによる。
- (1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管 (1) 実施機関 知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管 理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、、収用委員会、 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

(2)~(4) 省略

第3条~第6条 省略

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 実施機関の義務

目次

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 実施機関の義務(第7条 第14条)

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第15条 第 第2節 個人情報の開示、訂正及び削除 の請求(第15条 第 35条)

IΒ

第3節 不服申立て(第36条 第39条)

第4節 是正の申出等(第40条 第42条)

第5節 他の制度との調整等(第43条)

第3章 愛媛県個人情報保護審議会(第44条 第52条)

第4章 補則(第53条 第56条)

附則

第1章 総則

(目的)

適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関 が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らしが保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める権利を明ら かにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人」かにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人 の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - 理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

(2)~(4) 省略

第3条~第6条 省略

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 実施機関の義務

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱 事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取り事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取 扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供 しなければならない。

(1)~(5) 省略

(6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第3号、第21 (6) その他実施機関(議会にあっては、議長。第3項第3号、第20 ( 条から第23条まで、第25条、第26条、第30条第1項第5号、第32 条から第35条まで、第37条第1項第5号並びに第48条

において同じ。)が定める事項

- 2 省略
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用 しない。
- (1)・(2) 省略
- 情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて実施 機関が定める事務
- 4 省略

(収集の制限)

## 第8条 省略

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収2 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収 集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号の集しなければならない。ただし、当該個人情報の収集が次の各号の いずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(5) 省略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会 を聴いた上で、個人情報の本人から収集したのでは個人情報取扱 事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施 を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他個人情 報の本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施 機関が認めるとき。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を備え、一般の閲覧に供 しなければならない。

(1)~(5) 省略

- 条から第24条まで、第28条第1項第5号、第30条から第32条まで、 第34条第1項第5号、第40条第2項第5号及び第3項並びに第55 条において同じ。)が定める事項
- 2 省略
- しない。

(1)・(2) 省略

(3) 前2号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県情報公開・個人(3) 前2号に掲げる事務のほか、あらかじめ愛媛県個人情報保護審 の意見を聴いて実施 機関が定める事務

4 省略

(収集の制限)

第8条 省略

いずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)~(5) 省略

の意見 (6) 前各号に掲げる場合のほか、愛媛県個人情報保護審議会の意見 を聴いた上で、個人情報の本人から収集したのでは個人情報取扱 事務の性質トその目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施 を困難にするおそれがあると実施機関が認めるときその他個人情 報の本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施 機関が認めるとき。

その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集して はならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審査会 の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達 成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができな いと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

- 以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又 は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)~(4) 省略
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会 を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関 が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

### 第10条 省略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくと 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくと き、又は審査会 必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施の要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施 機関が認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を実施は機関が認めるときに限り、オンライン結合により、個人情報を実施 機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更す るときも、同様とする。

#### 第11条 省略

(正確性及び安全性の確保)

### 第12条 省略

|2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個|2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個| 人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければ ならない。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴 その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集して はならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は愛媛県個人 情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達 成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができな いと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、 当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関 当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関 以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又 は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)~(4) 省略
  - の意見(5) 前各号に掲げる場合のほか、愛媛県個人情報保護審議会の意見 を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関 が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

# 第10条 省略

の意見を聴いた上で、公益上のしき、又は愛媛県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の 機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更す るときも、同様とする。

# 第11条 省略

(正確性及び安全性の確保)

## 第12条 省略

人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

新

3 省略

第13条 省略

(委託に伴う措置等)

第14条 省略

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報 めに必要な措置を講じなければ ならない。

3 • 4 省略

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

第15条・第16条 省略

(個人情報の開示義務等)

第17条 省略

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報について は、開示しないものとする。
- (1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以 (1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以 下この項及び第 25 条第 1 項において同じ。)以外の者の個人情 報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報 を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外 の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げ る情報を除く。
  - ア 法令の規定により又は慣行として当該開示請求者が知ること ができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示するこ とが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号) 第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平 成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人 及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独 立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

旧

3 省略

第13条 省略

(委託に伴う措置等)

第14条 省略

の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のための漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のた めに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 • 4 省略

第2節 個人情報の開示、訂正及び削除の請求

第15条・第16条 省略

(個人情報の開示義務等)

第17条 省略

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報について は、開示しないものとする。
  - 下この号において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情 報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権 利利益を害するおそれがあるもの

· III

以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。)

- (2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある 個人情報
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争 上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供 されたものであって、法人等又は個人における通例として開示 しないこととされているものその他の当該条件を付すること が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認 められるもの
- (4)・(5) 省略

- (2) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の評価、診断、選考、指導、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」 という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する 情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該法 人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す るおそれがあるもの

(4)・(5) 省略

(6) 県の機関と国、他の地方公共団体その他の公共団体又はこれら に類する公共的団体(以下「国等」という。)の機関との間にお ける協議、依頼等により、実施機関が作成し、又は取得した個人 情報であって、開示することにより、県と国等との協力関係又は

- В
- 信頼関係が不当に損なわれるおそれがあるもの
- (7) 県の機関及び国等の機関
  - \_\_\_\_\_\_の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 県の機関又は国等の機関
- \_\_\_\_\_\_が行う事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 省略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等

の財産上の利益

又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- <u>ウ</u> 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 県、国又は 他の地方公共団体が経営する企業

\_\_\_\_\_\_に係る事業に関し、その企業経営 上の正当な利益を害するおそれ

(9) 未成年者\_\_\_\_\_\_の法定代理人による開示請求がな された個人情報であって、開示することにより、当該未成年者 の利益に反すると認められるもの

第18条 省略

- [6] 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び 地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議 に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の 交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特 定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある もの
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は 地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する個人情報であって 、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事 業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるもの

ア 省略

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県<u>国、独立行政法</u> 人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益 又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- <u>ウ 評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂</u> 行に支障を及ぼすおそれ
- <u>工</u> 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 県、国<u>若しくは</u>他の地方公共団体が経営する企業、独立行政 法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営 上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 未成年者<u>又は成年被後見人</u>の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該未成年者<u>又は成年被後見人</u>の利益に反すると認められるもの

第18条 省略

(裁量的開示)

新 旧

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

第20条~第23条 省略

(開示請求に係る事案の移送)

- 第24条 実施機関(議会にあっては、議長)は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関(議会にあっては、議長。以下この条において同じ。)において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機 関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければなら ない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為 は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 21 条第 1 項の 決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、 開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした 実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。 (第三者の意見の聴取等)
- 第25条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公 共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、 開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示 請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が 定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。
- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示 しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情

第19条~第22条 省略

(第三者の意見の聴取等)

第25条 開示請求に係る個人情報に国、<u>独立行政法人等、他の地方公</u>第23条 開示請求に係る個人情報に国、<u>他の地方公共団体及び個人情</u> 共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三 報の本人 以外のもの(以下「第三 報の本人 以外のもの(以下「第三 報の本人 以外のもの(以下「第三 はかんしゃっぱん。

> 者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、 開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示 請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が 定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

IΗ

報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見 書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の 所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者に関する情報が第 17 条第 2 項第 1 号イ又は第 3 号 ただし書の情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第 19 条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を聴いた第三者が当該個人2 実施機関は、前項 の規定により意見を聴いた第三者が当該個人 情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定

をするときは、開示決定の日と

開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければなら ない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反 対の意思を表示した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由 並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### 第26条 省略

(開示請求の特例)

### 第27条 省略

- 2 省略
- 3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったと|3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったと 開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が定めるとこ ろによるものとする。

## 第28条 省略

(訂正の請求)

- 第29条 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた 自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関 に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をす ることができる。
- 2 省略
- |3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなけれ|

情報の開示に反対の意思を表示した場合において、第20条第1項の 決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と 開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければなら ない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反 対の意思を表示した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由 並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### 第24条 省略

(開示請求の特例)

## 第25条 省略

- 2 省略
- きは、第21条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、直ちに きは、第20条第1項及び第21条第1項の規定にかかわらず、直ちに 開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が定めるとこ ろによるものとする。

### 第26条 省略

(訂正の請求)

- 第27条 第24条第1項又は第25条第3項の規定により開示を受けた 自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関 に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をす ることができる。
- 2 省略

ばならない。

(訂正請求の手続)

|第30条|| 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提開28条|| 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提 出してしなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 訂正請求をしようとする個人情報の開示を受けた日その他訂 正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

新

(4)・(5) 省略

2 • 3 省略

第31条・第32条 省略

(訂正決定等の期限)

|第33条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請||第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請 求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、 第30条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求 めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し ない。

2 省略

第34条 省略

(訂正請求に係る事案の移送)

- |第35条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第24条第3項の規定 に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において 訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実 施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送すること ができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求 者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならな
- 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機 関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければなら ない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為 は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第32条第1項の決

(訂正請求の手続)

出してしなければならない。

IΗ

(1)・(2) 省略

(3) 訂正請求

に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4)・(5) 省略

2・3 省略

第29条・第30条 省略

(訂正決定等の期限)

求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、 第28条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求 めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し ない。

2 省略

第32条 省略

新	旧
定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機	
関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。	
	(削除の請求)
	第33条 第24条第1項又は第25条第3項の規定により開示を受けた
	自己に関する個人情報が第8条の規定に違反して収集されたと認
	める者は、実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。
	2 第15条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削
	除請求」という。)について準用する。
	(削除請求の手続)
	第34条 削除請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提
	出してしなければならない。
	(1) 削除請求をする者の氏名及び住所
	(2) 法定代理人が削除請求をする場合にあっては、本人の氏名及び
	住所
	(3) 削除請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
	(4) 削除を求める内容及び理由
	(5) その他実施機関が定める事項
	2 第16条第 2 項及び第 3 項の規定は、削除請求について準用する。
	(削除請求に対する措置等)
	第35条 第29条から第32条までの規定は、削除請求があった場合につ
	いて準用する。
(利用停止の請求)	
第36条 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた	
自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める	
者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することがで	
<u>きる。</u>	
<u>(1) 第8条の規定に違反して収集されたとき又は第9条の規定に</u>	
<u>違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は</u> 消去	
<u>旧本</u>   (2) 第9条又は第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当	
<u>                                    </u>	
	l l

- (5) その他実施機関が定める事項
- <u>2 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求について準用</u> する。

(個人情報の利用停止義務)

第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用 停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人 情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止 請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当 該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的 に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす おそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置等)

第39条 第32条から第34条までの規定は、利用停止請求があった場合 について準用する。

第3節 不服申立て

(不服申立てがあった場合の審査会への諮問)

第3節 不服申立て (不服申立てがあった場合の審議会への諮問)

第40条 実施機関(議会を除く。次条及び第42条

において同じ。)は、開示決定等、訂正決定等又は前条に おいて準用する第32条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。) について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立 てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審 杳会 に諮問しなければならない。

(1) 省略

- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係 る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 43条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに 係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開 示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除 <.
- (3) 省略
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止)(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る削除決定等(削除請求 請求に係る個人情報の全部について利用停止をする旨の決定を除 く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の 全部について利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

- 第41条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関 第37条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関 という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなけれ ばならない。
  - (1) 省略
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求をした者(これらの 者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第42条 実施機関は、第40条の規定による諮問に対する答申があった第38条 実施機関は、第36条の規定による諮問に対する答申があった 又は決定を行わなければならない。

第36条 実施機関(議会を除く。次条、第38条並びに第41条第3項及 び第4項において同じ。)は、開示決定等、訂正決定等又は前条に おいて準用する第30条各項の決定(以下「削除決定等」という。 について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立 てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛 媛県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 省略

- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係 る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 39条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに 係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開 示決定等について第三者の反対の意思が表示されているときを除
- (3) 省略
  - に係る個人情報の全部を削除する 旨の決定を除 く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の こととするとき。 全部を削除する

(諮問をした旨の通知)

- という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなけれ ばならない。
- (1) 省略
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を 除く。)
- (3) 省略

(不服申立てに対する裁決又は決定)

ときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決ときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決 又は決定を行わなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続) |第43条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決||第39条 第23条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決| 又は決定をする場合について準用する。 又は決定をする場合について準用する。 (1)・(2) 省略 (1)・(2) 省略 第4節 苦情の処理 第4節 是正の申出等 (是正の申出) 第40条 何人も、実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱いが、 この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該実施 機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができる。 |2|||前項の規定による是正の申出(以下「是正の申出」という。)は、 次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければ ならない。 (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所 (2) 法定代理人が是正の申出をする場合にあっては、本人の氏名及 び住所 (3) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項 (4) 是正を求める内容及び理由 (5) その他実施機関が定める事項 3 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査 を行った上、是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をし た者に対し、当該処理の内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理 を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を書面により通知 しなければならない。 4 第15条第2項及び第16条第2項の規定は、是正の申出について準 用する。 (是正の再申出) |第41条||前条第3項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る 処理の内容に不服があるときは、当該通知があったことを知った日 の翌日から起算して30日以内に、実施機関に対して、再度の是正の 申出をすることができる。

新 2 第15条第2項、第16条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規 定による再度の是正の申出(以下「再申出」という。)について準 用する。 |3 実施機関は、再申出があったときは、当該再申出の趣旨に沿った 処理を行おうとする場合を除き、愛媛県個人情報保護審議会に諮問 しなければならない。 4 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったとき は、これを尊重して、谏やかに、当該再申出に対する処理を行い 再申出をした者(以下「再申出者」という。)に対し、当該処理の 内容(当該再申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、 その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。 (苦情の処理) 第44条 省略 第42条 省略 第5節 他の制度との調整等 第5節 他の制度との調整等 |第45条||この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しな||第43条||この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しな| L1 (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作 (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法) 律第58号)の規定の全部を適用しないこととされる個人情報 成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定に より総務大臣に届けられた統計調査によって集められた個人情報 (2) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大 臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書 に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部 分に限る。)の徴集によって得られた個人情報 (3) 省略 (2) 省略 2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、行 政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適 用しないこととされる個人情報については、適用しない。

条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の

|3 他の法令等(愛媛県情報公開条例を除く。)の規定により、第26|2 他の法令等(愛媛県情報公開条例を除く。)の規定により、第24| 条第2項に規定する方法と同一の方法で自己に関する個人情報の 開示を求めることができることとされている場合(開示の期間が定 開示を求めることができることとされている場合(開示の期間が定

められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の 規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法によ る開示を行わない。

- 4 第29条から第39条までの規定は、他の法令等の規定により、自己3 第27条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、自己 に関する個人情報の訂正又は利用停止を求めることができること とされている場合には、適用しない。
- 5 他の法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自 己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手 続の定めがない場合における第29条第1項又は第36条第1項の規 定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受 けた個人情報とみなす。

められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の 規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法によ る開示を行わない。

- に関する個人情報の訂正又は削除 を求めることができること とされている場合には、適用しない。
- 4 他の法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自 己に関する個人情報について当該法令等に訂正又は削除 の手 続の定めがない場合における第27条第1項又は第33条第1項の規 定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受 けた個人情報とみなす。

第3章 愛媛県個人情報保護審議会

(設置等)

- 第44条 第36条又は第41条第3項の規定による諮問に応じて行う調 査審議その他この条例の規定によりその権限に属することとされ た事項を行わせるため、愛媛県個人情報保護審議会(以下「審議会 という。)を置く。
- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(審議会の調査権限)

- 第45条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、 開示決定等、訂正決定等又は削除決定等に係る個人情報が記録され た公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人 も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることがで きない。
- |2 || 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったとき|

新 は、これを拒んではならない。 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開 示決定等、訂正決定等又は削除決定等に係る個人情報の内容を審議 会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会 に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立て又は 再申出に係る事件に関し、不服申立人、参加人、再申出者、第36条 又は第41条第3項の規定により諮問をした実施機関その他関係人 に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っ ている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができ る。 (意見の陳述) |第46条 審議会は、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不 服申立人等」という。)から申立てがあったときは、当該不服申立 人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、 審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の 許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出) 第47条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出する ことができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当 の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならな ll. (委員による調査手続) 第48条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、 第45条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4 項の規定による調査をさせ、又は第46条第1項本文の規定による不 服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。 (意見書等の送付) |第49条 審議会は、第45条第4項又は第47条の規定により不服申立人|

新

等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害す るおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、 不服申立人等(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)に対 し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第50条 第36条又は第41条第3項の規定による諮問に応じて行う審 議会の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第51条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを 不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表する ものとする。

(委任)

|第52条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必| 要な事項は、知事が定める。

第4章 補則

(国等との協力)

(国又は他の地方公共団体との協力)

|第46条 知事は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護す|第53条 知事は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護す るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体 に対し協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要 請に応ずるものとする。

第47条・第48条 省略

第3章 補則

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事してい る者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘 密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録され ている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を 達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計 算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す

るために必要があると認めるときは、国等

に対し協力を要請し、又は国等

の協力の要

請に応ずるものとする。

第54条・第55条 省略

新	旧
<u>る。</u>	
第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記	
録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る	
目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以	
下の罰金に処する。	
第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以	
外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、	
図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円	
以下の罰金に処する。	
第52条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の	
開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	
	<u>(罰則)</u>
	第56条 第44条第5項の規定に違反して、第36条又は第41条第3項の
	規定による諮問に応じて行う審議会の調査審議において知り得た
	秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す
	<u>る。</u>